

事業系ごみ対策について

※本資料では、本区の現状を整理・共有した上で、区としての大まかな方向性の案を提示します。

1. 本区における事業系ごみ対策のこれまで

- 本区は、池袋周辺の繁華街を始め、様々な事業活動が集中する副都心区であり、循環型のまちづくりを目指す上で、事業系ごみの減量・資源化、適正処理の推進が重要である。
- 廃棄物処理法では、事業系ごみの処理責任は排出事業者にあると定められており、区は事業系ごみの減量・資源化や適正処理に向けて排出ルールを定め、指導・助言等を実施している。
- これまでの主な取り組みは以下のとおりである。

(1) 大規模事業者におけるごみ減量・資源化、適正処理の促進

①事業用大規模建築物の基準の強化

- 本区では、事業用大規模建築物について廃棄物管理責任者の設置と再利用計画書の提出を義務づけ、立入指導や廃棄物管理責任者講習会等を実施している。また大規模建築物を建築する際には廃棄物保管場所を設置することも義務付けている。
- 事業用大規模建築物の基準については、平成 21（2009）年に、対象となる延床面積を「3,000 m²以上」から「1,000 m²以上」へと変更し、対象範囲を拡大したところである。
- 図表 1 に見るように、本区は事業用大規模建築物の対象範囲を最も広げた区の一つとなっている。

②再利用計画書に基づく指導・助言等の実施

- 再利用計画書の提出義務のある事業者は約 1,000 件である。区では、年間 100 件程度の立入調査を行い、計画書通りに分別がなされているかのチェックや不適正な分別に対する指導等を行っている。

図表 1 各区の小規模事業者・大規模事業者の事業系ごみに関する基準

区名	区収集に排出できる基準	再利用計画書の提出義務のある 事業用大規模建築物等
千代田	1日50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
中央	排出日量50kg未滿	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
港	日平均排出量50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
新宿	日量50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
文京	排出日量50kg未滿もしくは従業員20人以下の事業所	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
台東	排出量が1日45リットル袋で3袋まで（総量50kg未滿）	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
墨田	排出量が1日50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
江東	日量平均50kg以下	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
品川	日量40キログラム未滿の事業者	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
目黒	日量50kg未滿	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
大田	1回50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
世田谷	1回30kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
渋谷	1回の排出量の上限が135リットル（45リットルで3袋）まで	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
中野	・事業系廃棄物排出届出制度 ・常時使用する従業者数の数が20人以下 ・1日の平均ごみ排出量が50kg未滿	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
杉並	日平均排出量50kg未滿	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
豊島	日量10kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
北	日量10キログラム未滿 可燃ごみ収集1回あたり45リットル袋で4個まで	事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡（任意） 3,000㎡以上の事業用大規模建築物（義務）
荒川	少量のごみ（45リットルの袋で2、3袋程度）	事業用延床面積3000㎡以上（義務）
板橋	日量50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
練馬	1回30kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
足立	平均排出日量10kg未滿または区の収集1回あたりの排出が90ℓ以下（目安として45ℓ袋で2袋まで）	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
葛飾	1回の排出が90リットル（45リットルで2袋まで）以内	事業用延床面積1000㎡以上（義務）
江戸川	日平均排出量50kg未滿	事業用延床面積1000㎡以上（義務）

(2) 小規模の事業者におけるごみ減量・資源化、適正処理の促進

①小規模事業者が区収集に排出する際の排出基準について

- 排出量の少ない、小規模な事業者の事業系ごみについては、排出できる量に基準（排出日量 10 kg未滿）を設け、その基準以内であれば例外的に区収集を利用できることとなっている。なお新規事業者や一度民間収集に切り替えた事業者は、区収集を利用できない。

2. 事業系ごみ対策の方向性について

事業系のごみは、廃棄物処理法で「処理責任は排出事業者にある」と定められている。

このため区では、区収集を利用できる排出基準の見直しや、事業者に対して指導を行い、民間処理業者への移行を促進し、その結果、排出日量 10 kg以上の事業者については、ほぼ民間処理業者へ移行した。

今後区は、例外的に区収集を利用している、日量 10 kg未満の事業者に対して、民間移行処理業者への移行を促進していく必要がある。

促進にあたり、排出事業者と民間処理業者とで処理費用等の面で認識に乖離があり、民間処理業者の採算が合わず民間移行処理業者への移行が進まない事例もあることから、事業者、消費者ともに、ごみ処理には費用が掛かることを認識してもらう必要がある。

一方、有料ごみ処理券の未貼付や未分別、曜日間違いなどの不適正排出をしている事業者に対しては、公衆衛生や美観の維持の観点も含め、適正排出を指導していく必要がある。

以上のとおり、今後区では、民間移行処理業者への移行促進とともに、適正排出（ごみ処理券貼付、分別徹底）を促進する方向で事業系ごみ対策を実施する。

以上